

町田市産業振興基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市産業振興基本条例の一部を改正する条例

町田市産業振興基本条例（平成２０年１２月町田市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「促進」を「推進し、並びに創業の支援及び事業者の事業の拡大を図るための支援を推進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市産業振興基本条例新旧対照表

―部分は改正部分

改正後	改正前
(市の責務) 第 4 条 略 2 略 3 市は、地域の特性を活かした企業誘致を<u>推進し、並びに創業の支援及び事業者の事業の拡大を図るための支援を推進</u>するものとする。 4 略	(市の責務) 第 4 条 略 2 略 3 市は、地域の特性を活かした企業誘致を<u>促進</u>するものとする。 4 略